

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年5月12日(2022.5.12)

【公開番号】特開2020-189097(P2020-189097A)

【公開日】令和2年11月26日(2020.11.26)

【年通号数】公開・登録公報2020-048

【出願番号】特願2020-102173(P2020-102173)

【国際特許分類】

A 63 F 13/79(2014.01)

10

A 63 F 13/58(2014.01)

A 63 F 13/69(2014.01)

A 63 F 13/533(2014.01)

A 63 F 13/48(2014.01)

A 63 F 13/30(2014.01)

【F I】

A 63 F 13/79 520

A 63 F 13/58

A 63 F 13/69 500

20

A 63 F 13/533

A 63 F 13/48

A 63 F 13/30

【手続補正書】

【提出日】令和4年4月28日(2022.4.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

30

【特許請求の範囲】

【請求項1】

プロセッサと、メモリとを備えるコンピュータに実行させるためのゲームプログラムであつて、前記ゲームプログラムは、前記プロセッサに、

ユーザ毎に管理され、ゲームプレイによって消費されるパラメータについて、前記コンピュータを操作する第1のユーザの前記パラメータの現在値を前記メモリに記憶させるステップと、

前記現在値が第1の量以上であることにより、前記ゲームプレイに関する所定の処理を実行し、前記現在値から前記第1の量を減算するステップと、

時間経過により前記現在値を増加させるステップと、

前記現在値が所定の値に達した場合、前記第1のユーザによる入力操作によらずに、前記第1のユーザの前記パラメータを、前記ゲームプレイを行う他のユーザへ前記パラメータを譲渡するステップと、を実行させる、ゲームプログラム。

40

【請求項2】

前記パラメータを譲渡するステップにおいて、第2のユーザの前記パラメータの現在値に第2の量を加算させるステップと、を実行させる、請求項1に記載のゲームプログラム。

【請求項3】

前記パラメータを譲渡するステップにおいて、前記パラメータの譲渡には、所定の制限がかけられている、請求項1または請求項2に記載のプログラム。

【請求項4】

50

前記所定の制限は、譲渡するパラメータの量に関する制限である、請求項3に記載のプログラム。

【請求項5】

前記所定の制限は、パラメータを譲渡する回数に関する制限である、請求項3に記載のプログラム。

【請求項6】

前記所定の制限は、所定の条件が満たされると解除される、請求項3～請求項5のいずれか1項に記載のプログラム。

【請求項7】

プロセッサと、メモリとを備えるコンピュータに実行させる方法であって、前記方法は、
前記プロセッサが、10

ユーザ毎に管理され、ゲームプレイによって消費されるパラメータについて、前記コンピュータを操作する第1のユーザの前記パラメータの現在値を前記メモリに記憶させるステップと、

前記現在値が第1の量以上であることにより、前記ゲームプレイに関する所定の処理を実行し、前記現在値から前記第1の量を減算するステップと、

時間経過により前記現在値を増加させるステップと、20

前記現在値が所定の値に達した場合、前記第1のユーザによる入力操作によらずに、前記第1のユーザの前記パラメータを、前記ゲームプレイを行う他のユーザへ前記パラメータ

を譲渡するステップと、を実行する、方法。

【請求項8】

プロセッサと、メモリとを備える情報処理装置であって、前記プロセッサが、
ユーザ毎に管理され、ゲームプレイによって消費されるパラメータについて、前記コンピュータを操作する第1のユーザの前記パラメータの現在値を前記メモリに記憶させるステップと、

前記現在値が第1の量以上であることにより、前記ゲームプレイに関する所定の処理を実行し、前記現在値から前記第1の量を減算するステップと、

時間経過により前記現在値を増加させるステップと、

前記現在値が所定の値に達した場合、前記第1のユーザによる入力操作によらずに、前記第1のユーザの前記パラメータを、前記ゲームプレイを行う他のユーザへ前記パラメータ

を譲渡するステップと、を実行する、情報処理装置。30